

平成二十一年六月十九日受領  
答弁第五三三三号

内閣衆質一七一第五三三三号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点を含め、日本テレビ放送網株式会社側とのやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり差し控えたい。

二及び三について

先の答弁書（平成二十一年五月二十九日内閣衆質一七一第四二一号）二から七までについてでお答えしたとおりであり、我が国国民があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で北方四島に入域した事案が判明する場合には、外務省として、その都度、申入れを行う等適切に対応してきている。